

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、次の各号に掲げる地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 常勤の職員（臨時職員を除く。）
- (2) 就業規則第21条の規定により再雇用された者（以下「再雇用職員」という。）のうち常勤の職員以外の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）

(給料)

第2条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度その他勤務に関する諸条件に基づいたものでなければならない。

(給料表等)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 研究職給料表（別表第1）
- (2) 一般職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

3 理事長は、職員の職務を別に定める基準に従い、第1項第1号又は第2号の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその職員の号給を決定しなければならない。

4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。

5 前2項の規定にかかわらず、再雇用職員の給料月額（給料の月額をいう。以下同じ。）は別に定める。

(昇給の基準)

第4条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間（別に定める場合にあつては、別に定める期間）におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とする

ことを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳に達する日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の支給)

第5条 給料は、毎月1回以上、別に定める期日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡したときは、次条第2項又は第3項に定める金額を、出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるため、非常時払を請求したときは、その請求の日までの分を期日前に支給することができる。

第6条 新たに職員となった者その他新たに給料の支給を受けるべき事由が生じた職員に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた職員に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が死亡したときは、その月分の給料の全額を支給する。
- 3 職員が離職したときその他職員に給料の支給を受けることができない事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

第7条 第5条ただし書又は前条(第2項を除く。)の規定により給料を支給する場合の給料の額は、その月の全日数から休日等(地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)に規定する休日(第17条を除き、以下「休日」という。)及び勤務を要しない日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。ただし、これにより難しい場合における給料の額の計算の方法については、別に定める。

- 2 前項の規定による日数の計算の方法については、別に定める。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族(次に掲げる親族で、職員と成形を一にし、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。以下同じ。)のある職員に対して支給する。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹
- (3) 18歳未満又は60歳以上の2親等内の血族（前号に該当する者を除く。）
- (4) 心身に著しい障害がある親族

第9条 扶養手当の月額、扶養親族たる子については1人につき10,000円（職員に配偶者が無い場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円）とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,100円）とする。

2 扶養親族である子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、扶養手当について必要な事項は、別に定める。（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため、別に定める区間（以下「指定区間」という。）において交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、指定区間において自転車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため、指定区間において交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（再雇用短時間勤務職員にあつては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において別に定める額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の指定区間における支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場

合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の自転車等の使用距離(以下「使用距離」という。)の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額(次に掲げる使用距離のうち自転車を使用する距離が片道5キロメートル未満である場合にあつては1,000円、当該距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である場合にあつては500円をそれぞれその額に加算した額)

ア 使用距離が片道5キロメートル未満 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 別に定める区分に応じ、前2号に掲げる額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に応じ、別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額

を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤手当について必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第11条 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動前の住居から当該異動後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動後の勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 地方公務員又は一般職の国家公務員その他別に定める者から引き続き職員となったことに伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員その他理事長が定める職員のうち、第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対しては、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当について必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第12条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（宿舍の貸与を受けている職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 前条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当の支給を受ける職員で、配偶者が居住する住居のための住宅（公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額1

2, 000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に相当する額（その額が16,000円を超えるときは、16,000円）に11,000円を加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当について必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第13条 給料の支給を受ける職員に対しては、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、次に掲げる額の合計額の100分の10に相当する額とする。

(1) 給料月額

(2) 扶養手当の月額

(3) 管理職手当のうち別に定める額

3 前項の規定により難しい場合の地域手当の月額については、別に定める。

（特殊勤務手当）

第14条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対しては、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。

2 特殊勤務手当の種類、対象となる職員及び額は、別に定める。

3 特殊勤務手当は、月1回支給するものとし、これにより難しい場合は、3月に1回又は随時支給するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、特殊勤務手当について必要な事項は、理事長が定める。

(給与の減額)

第15条 職員が、正規の勤務時間(勤務時間規程に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)

について勤務しないときは、勤務しない時間1時間につき、給与月額(給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。以下同じ。)を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。ただし、勤務しないことにつき理事長の承認があったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の承認の基準は、別に定める。

3 前2項の規定により難しい場合の給与の減額については、これらの規定にかかわらず、別に定める。

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて、勤務することを命じられて勤務した職員に対しては、その勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 休日等以外の日(次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて、勤務することを命じられてした前項第1号に掲げる勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて、勤務することを命じられて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員に対しては、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その60時間を超えてした勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外

勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第17条 正規の勤務として次の各号に掲げる日に勤務した職員に対しては、勤務1日につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の1.2倍を超えない範囲内において別に定める額を休日勤務手当として支給することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日及び土曜日以外の日を勤務時間規程に規定する休日と定められている職員にあっては、同法に規定する休日が勤務時間規程に規定する休日に当たるときは、別に定める日）

(2) 1月1日から同月3日まで又は12月29日から同月31日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(夜間勤務手当)

第18条 正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に対しては、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の35を夜間勤務手当として支給する。

(時間外勤務手当等の特例)

第19条 監視、断続的業務その他職務の特殊性により第16条から前条までの規定により難しい場合においては、第16条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものに対し、職務の特殊性に基づき、支給することができる。

2 管理職手当の月額、給料月額を100分の25を超えない範囲内において別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第21条 管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、当該職員に対し、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の法人の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午

前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同号の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる場合 同号の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下第25条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第24条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に、100分の120（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の100）以内の割合を乗じて得た額とする。

3 再雇用職員に関する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 前2項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 次に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内において理事長が定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、その額に、給料月額に100分の25を超えない範囲内において理事

長が定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額を第2項の算定基礎額とする。

- (1) 第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級以上である職員その他第2項の算定基礎額についてこれに準じる取扱いをすることが適当と認められる職員として理事長が定めるもの
- (2) 第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前号の職員に相当する職員として理事長が定めるもの

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第46条第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第22条第1項の規定により解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第24条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつ

て、その者に対し期末手当を支給することが、法人の業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認められるとき。

- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）をしたときは、当該一時差止処分を受けた者にその旨を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在が判明しない場合においては、その内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、前号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分をするときは、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第25条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期

間(別に定める場合にあつては、別に定める期間)におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額については、別に定める。ただし、6月又は12月に支給する勤勉手当のそれぞれの総額は、前項の職員のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 再雇用職員以外の職員 算定基礎額に100分の100(管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 再雇用職員 算定基礎額に100分の47.5(管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものにあつては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

3 前項各号の算定基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき第22条第4項に規定する合計額とする。

4 第22条第5項の規定は、第2項各号の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項各号列記以外の部分中「前項」とあるのは、「第25条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条各号列記以外の部分中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日(第25条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第26条 第4条、第8条、第9条、第11条及び第12条の規定は、再雇用職員には適用しない。

2 第16条から第18条までの規定は、管理又は監督の地位にある職員で理事長が定めるものには適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第27条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給与月額及び別に定める手当の月額の合計額を1月平均の正

規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第28条 休職中の職員(別に定める職員を除く。)に対しては、次の区分により給与を支給することができる。ただし、地方公務員災害補償法第28条又は第28条の2の規定により補償を受けることができる場合において、当該補償を受けることができる期間に係る給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)については、この限りでない。

- (1) 職員が結核性呼吸器病にかかり、就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当
- (2) 職員が前号以外の傷病により、就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当、満1年を超え満2年に達するまでは給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ3分の2並びに期末手当及び勤勉手当
- (3) 職員が就業規則第14条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ10分の6以内

(扶養手当等の支給方法)

第29条 第8条から前条までに規定する給与の支給方法に関し必要な事項は、この規程で別に定めるものを除き、別に定める。

(控除金)

第30条 給与を支給する際、法令又は労働基準法第24条第1項の規定に基づく協定により給与から控除することが認められているものは、その給与から控除することができる。

(口座振替による支払)

第31条 給与は、職員の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(理事長等の要請に応じ、京都市を退職し、引き続いて法人の役職員となった者の取扱い)

第32条 理事長又は京都市長の要請に応じ、引き続いて法人の役職員となるため京都市を退職し、かつ、引き続いて法人の役職員となった者の給与の額は、前条までの規定にかかわらず、京都市職員との均衡を考慮し、当該退職をしなかったと仮定して、京都市

職員給与条例その他京都市職員に適用される給与に関する規定により支給される額とし、その他給与に関する事項は、京都市職員の例によるものとする。

(補則)

第33条 この規程において別に定めることとされている事項及びこの規程の施行に関し必要な事項については、この規程に特別の定があるものを除き、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

(住居手当に関する特例)

3 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間における第12条第1項各号に掲げる職員（同行各号に規定する住宅で本市の区域内に存するものを借り受けている者に限る。）の住居手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額に、同項第1号に掲げる職員にあつては3,000円、同項第2号に掲げる職員にあつては1,500円を、それぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年3月18日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成27年4月1日から、改正後の規程第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

3 平成27年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(「給料等の現給保障について」別表1に掲げる職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項の職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

6 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に関する改正後の地方

独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「新規程」という。）第13条第2項、第15条第1項、第20条第2項、第22条第4項、同条第5項（新規程第18条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項及び別表第3の規定の適用については、新規程13条第2項中「給料月額」とあるのは「地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年3月 日決定）附則第3項から第5項までの規定による給料の額（以下「経過措置給料額」という。）との合計額」と、新規程第15条第1項、第20条第2項、第22条第4項及び同条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」と、新規程第25条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、経過措置給料額及び当該経過措置給料額に第22条第42項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。
(住居手当に関する経過措置)

- 7 新規程第12条の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項各号及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「17,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の9」と、「16,000円」とあるのは「9,000円」と、「11,000円」とあるのは「6,000円」とし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号ア中「12,000円」とあるのは「14,000円」と、同号イ中「2分の1」とあるのは「32分の13」と、「16,000円」とあるのは「13,000円」と、「11,000円」とあるのは「9,000円」とする。
- 8 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間における新規程第12条第1項各号に掲げる職員（同項各号に規定する住宅で京都市内に存するものを借り受けている者に限る。）の住居手当の月額を、道場第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額を、同項第1号に掲げる職員にあつては3,000円、同項第2号に掲げる職員にあつては1,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 9 新規程第12条第1項第1号に掲げる職員（以下「新第1号職員」という。）に該当しない職員のうち、京都市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、自ら居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）については、第1条の規定による改正前の地方独立行政法人京都市産業技術

研究所給与規程（以下「旧規程」という。）第12条（第1項第2号及び第2項第2号を除く。）の規定は、令和8年3月31日までの間、なおその効力を有する。

- 10 新第1号職員に該当しない職員（前項の職員を除く。）については、旧規程第12条（第1項第2号及び第2項第2号を除く。）の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	旧規程第12条第2項第1号ア	10,500円	8,000円
	旧規程第12条第2項第1号イ	9,500円	7,500円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	旧規程第12条第2項第1号ア	10,500円	5,500円
	旧規程第12条第2項第1号イ	9,500円	5,000円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	旧規程第12条第2項第1号ア	10,500円	3,000円
	旧規程第12条第2項第1号イ	9,500円	2,500円

- 11 新第1号職員に該当する者の新規程第12条第2項第1号の規定による住居手当の月額が、その者が新第1号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第12条第2項第1号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第12条第2項第1号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

- 12 新規程第12条第1項第2号に掲げる職員（以下「新第2号職員」という。）に該当しない職員のうち、本市の区域内に存する住宅（施行日以後に自ら新築し、又は購入した住宅で、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が居住するものに限る。）を所有しているもの（別に定めるこれに準じるものを含む。）その他これらのものとの権衡上必要があると認められる職員については、旧規程第12条（第1項第1号及び第2項第1号を除く。）の規定は、令和8年3月31日まで

の間、なおその効力を有する。

- 13 新第2号職員に該当しない職員(前項の職員を除く。)については、旧規程第12条(第1項第1号及び第2項第1号を除く。)の規定は、平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同表第2欄に掲げる規定中同表第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表第4欄に掲げる字句とする。

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	4,000円
平成29年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号イ	前号イに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	3,700円
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	2,700円
平成30年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号イ	前号イに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	2,500円
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号ア	前号アに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	1,500円
平成31年3月31日まで	旧規程第12条第2項第2号イ	前号イに掲げる額の2分の1に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	1,200円

- 14 新第2号職員に該当する者の新規程第12条第2項第2号の規定による住居手当の月額が、その者が新第2号職員に該当しないものとした場合に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第12条第2項第2号の規定による住居手当の月額に満たないときは、新規程第12条第2項第2号の規定にかかわらず、当該額をその者の同号の規定による住居手当の月額とする。

- 15 新第1号職員又は新第2号職員に該当する職員のうち、附則第9項、第10項、第1

2項又は第13項の規定（以下「住居手当経過措置規定」という。）による住居手当の支給を受けるものの住居手当の月額、新規程第12条第2項及び住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第12条第2項の規定にかかわらず、新規程第12条第2項の規定による住居手当の月額と住居手当経過措置規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第12条第2項の規定による住居手当の月額との合計額とする。

（その他の経過措置）

16 一の職員が附則第9項及び第12項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第9条の3の規程により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居につき60月を限度とする。この場合において、職員と別に定める者とが同一の住居について住居手当の支給を受けたときは、これらの者を一の職員とみなす。

17 この附則において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則 （平成28年12月16日決定）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

3 平成28年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の90」と、「100分の100」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

（給与の内払）

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他の経過措置）

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附 則（平成29年12月27日決定）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年12月27日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

3 平成29年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の100」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とする。

（給与の内払）

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年3月30日決定）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（昇給の基準に関する暫定措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成33年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第4条第3項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。

（扶養手当に関する暫定措置）

3 施行日から平成33年3月31日までの間における改正後の規程第9条第1項の規定の適用については、同項中「子については1人につき10,000円（職員に配偶者が

ない場合であって、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円)とし、子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,100円)」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	配偶者については12,100円とし、扶養親族たる子については1人につき7,600円(職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円)とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については10,800円)
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	配偶者については10,300円とし、扶養親族たる子については1人につき8,400円(職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円)とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については9,900円)
平成32年4月1日から平成33年3月31日まで	配偶者については8,400円とし、扶養親族たる子については1人につき9,200円(職員に配偶者が不在の場合であつて、子以外の扶養親族がないときにあつてはそのうち1人については11,600円)とし、配偶者及び子以外の扶養親族については1人につき6,500円(職員に扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については6,900円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については9,000円)

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附 則 (平成30年12月13日決定)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年12月27日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

3 平成30年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の

規定の適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程

附 則 (令和元年12月13日決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月26日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

- 3 令和元年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和元年12月25日決定)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月27日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規定は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年12月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日（以下「令和5年切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の京都市産業技術研究所給与規程別表第1又は第2の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日においてこれらの職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級の欄に掲げられている職務の級であったものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

(特定の号給の切替え)

- 3 前項の規定の適用を受ける職員の令和5年切替日における号給（以下「令和5年新号給」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる号給とする。
- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 令和5年切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下この項において「令和5年旧号給」という。）の給料月額と同額の号給（令和5年旧号給の給料月額と同額の号給がない場合にあつては、令和5年旧号給の給料月額に直近の額の号給）
- (2) 旧級が附則別表第2の旧級の欄に掲げられている職務の級であった職員
令和5年切替日の前日に令和5年旧号給から当該職員を降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）させた場合において決定すること

となる号給

(令和5年切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 令和5年切替日前に職務の級を異にして異動した職員の令和5年新号給については、その者が令和5年切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(令和5年4月1日施行の改正に係る給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 令和5年切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料を支給される職員に関する令和5年改正後の規程第13条第2項、第20条第2項、第22条第4項及び第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）、第27条中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第5項の規定による給料の額との合計額」とする。

(その他の経過措置)

- 7 この附則及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、決定日から施行する。(決定日令和5年12月11日)

(適用区分)

- 2 改正後の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、改正後の規程第22条第2項及び第3項並びに第25条第2項の規定は同年12月の支給に係る期末手当及び勤勉手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 3 令和5年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の規程第22条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

(勤勉手当の額の特例)

- 4 令和5年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の規程第25条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人京都市産業技術研究所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他の経過措置)

- 6 この附則及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日（以下「令和6年切替日」という。）の前日において改正前の京都市産業技術研究所給与規程別表第1又は第2の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日においてこれらの職員が属していた職務の級が別表第1においては1級から2級、別表第2においては1級から3級までであったものの令和6年切替日における号給（以下「令和6年新号給」という。）は、令和6年切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「令和6年旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、令和6年旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、令和6年旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

(令和6年切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和6年切替日前に職務の級を異にして異動した職員の令和6年新号給については、その者が令和6年切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(令和6年4月1日施行の改正に係る給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 令和6年切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料

月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 6 前項の規定による給料を支給される職員に関する規程第13条第2項、第20条第2項、第22条第4項及び第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）、第27条中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第4項の規定による給料の額との合計額」とする。

(その他の経過措置)

- 7 この附則及びこの規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

附則別表第1

給料表	旧級	新級
研究職給料表	4級	3級
	5級	4級
	6級	5級
一般職給料表	5級	4級
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級

附則別表第2

給料表	旧級
研究職給料表	4級
一般職給料表	5級

別表第1 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	203,600	231,900	268,100	318,800	349,700
	2	205,300	233,700	270,400	321,600	352,500
	3	207,100	234,600	272,700	324,400	355,200
	4	208,900	236,400	275,100	327,200	358,000
	5	210,500	238,300	276,500	329,800	360,500
	6	212,300	240,200	278,900	332,300	363,300
	7	214,000	241,300	281,300	334,900	366,100
	8	215,800	243,500	282,900	337,500	368,900
	9	217,400	245,100	285,100	340,000	371,400
	10	219,200	247,200	287,700	342,600	374,200
	11	220,600	248,600	290,300	345,100	377,000
	12	222,100	250,300	291,700	347,700	379,800
	13	223,200	251,100	293,900	350,200	382,500
	14	224,500	252,500	296,600	352,700	385,200
	15	225,800	253,900	298,800	355,200	387,900
	16	227,000	255,500	301,500	357,800	390,700
	17	228,500	256,200	304,100	360,300	392,900
	18	230,200	257,800	306,300	362,700	395,700
	19	231,800	259,200	308,800	365,300	398,500
	20	233,400	260,800	310,800	367,900	401,300
21	234,300	261,800	313,100	370,300	403,500	

22	235,600	263,200	315,000	372,700	405,700
23	237,100	265,300	317,400	375,200	408,600
24	238,500	267,300	319,900	377,700	411,400
25	239,700	269,000	321,900	380,200	414,200
26	241,000	269,800	324,200	382,700	416,800
27	242,200	271,700	326,600	385,100	419,500
28	243,500	273,600	329,100	387,600	422,300
29	244,900	275,000	331,200	390,200	424,900
30	245,700	276,000	333,400	392,700	427,400
31	247,000	277,900	335,600	395,100	430,100
32	248,400	279,600	337,800	397,500	432,800
33	249,900	280,700	339,800	400,000	435,600
34	250,900	282,500	342,000	402,500	438,200
35	252,200	284,200	344,100	404,900	440,900
36	253,500	286,100	346,200	407,400	443,500
37	254,700	287,900	348,300	409,200	446,200
38	256,000	289,300	350,200	411,000	448,800
39	257,300	290,700	352,100	413,100	451,300
40	258,600	292,200	354,100	415,200	453,900
41	259,700	293,700	356,200	417,400	455,600
42	260,800	295,100	358,000	419,200	457,900
43	261,900	296,800	359,700	420,900	460,200
44	263,000	298,400	361,500	422,800	462,500
45	264,200	299,400	362,700	424,600	464,800
46	265,300	300,600	364,000	426,000	467,000
47	266,400	301,900	365,400	427,400	469,200

48	267,500	303,600	366,900	428,900	471,300
49	268,500	305,200	368,100	430,000	473,400
50	269,300	306,400	369,300	431,300	475,400
51	270,100	307,800	370,500	432,700	477,400
52	270,900	309,100	371,700	434,100	479,400
53	271,400	310,600	372,800	435,300	481,400
54	271,900	311,900	373,800	436,300	483,400
55	272,400	313,600	374,900	437,400	485,300
56	272,900	315,100	376,000	438,500	487,200
57	273,300	316,700	377,000	439,500	489,100
58	273,800	318,800	378,000	440,600	490,900
59	274,300	320,400	379,000	441,500	492,700
60	274,800	321,900	379,700	442,600	494,500
61	275,200	323,600	380,500	443,700	496,200
62	275,700	324,500	381,300	444,800	497,700
63	276,200	325,900	382,000	445,800	499,200
64	276,700	326,600	382,500	446,900	500,600
65	277,100	327,700	383,200	448,000	502,000
66	277,600	328,400	383,800	449,100	503,200
67	278,100	330,000	384,500	450,200	504,400
68	278,600	331,100	385,300	451,200	505,600
69	279,000	332,000	385,900	452,200	507,000
70	279,500	333,000	386,500	452,900	507,900
71	280,000	334,500	387,100	453,800	508,600
72	280,500	335,800	387,900	454,700	509,300
73	280,900	336,700	388,600	455,700	510,000

74	281,400	337,900	389,100	456,600	510,700
75	281,900	339,000	389,900	457,500	511,500
76	282,400	340,300	390,600	458,400	512,000
77	282,800	341,000	391,300	459,400	512,500
78	283,300	342,100	392,000	460,300	513,000
79	283,800	343,300	392,700	461,200	513,500
80	284,300	344,500	393,300	462,100	514,000
81	284,700	345,400	393,900	463,100	514,500
82	285,200	346,300	394,600	464,000	515,000
83	285,700	347,400	395,200	464,900	515,500
84	286,200	348,700	395,800	465,800	516,000
85	286,600	349,700	396,300	466,800	516,500
86	287,100	350,400	397,000	467,700	517,000
87	287,600	351,600	397,600	468,600	517,500
88	288,100	352,600	398,200	469,500	518,000
89	288,500	353,400	398,700	470,400	518,500
90	289,000	354,400	399,400	471,200	
91	289,500	355,300	400,000	472,100	
92	290,000	356,500	400,600	473,000	
93	290,400	357,500	401,100	474,000	
94		358,000	401,800		
95		358,800	402,400		
96		359,600	403,000		
97		360,400	403,500		
98		361,300	404,200		
99		362,100	404,800		

100	362,600	405,400
101	363,000	405,900
102	363,700	406,600
103	364,500	407,300
104	365,400	407,900
105	365,700	408,400
106	366,500	409,000
107	367,300	409,600
108	368,200	410,300
109	368,500	410,800
110	369,100	411,400
111	369,700	412,100
112	370,500	412,800
113	371,000	413,200
114	371,700	
115	372,300	
116	372,700	
117	373,000	
118	373,600	
119	374,100	
120	374,500	
121	375,000	
122	375,600	
123	375,900	
124	376,300	
125	376,700	

	126	377,100		
	127	377,400		
	128	377,800		
	129	378,200		
	130	378,600		
	131	379,000		
	132	379,500		
	133	379,800		
	134	380,200		
	135	380,700		
	136	381,200		
	137	381,500		
再雇用職員		245,200	275,700	

備考 この表は、研究業務に従事する職員で別に定めるものに適用する。

別表第2（第3条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	148,100	198,900	231,000	269,600	316,400	349,000	392,400
	2	149,200	200,700	232,900	271,500	319,000	351,800	395,200
	3	150,300	202,500	234,700	273,400	321,500	354,500	398,200
	4	151,400	204,300	236,600	275,400	324,100	357,300	401,200
	5	152,500	206,000	238,100	276,700	326,600	359,800	404,200
	6	153,600	207,800	240,100	278,700	329,200	362,600	407,100
	7	154,700	209,600	241,900	280,800	331,800	365,400	410,100
	8	155,800	211,400	243,700	282,700	334,400	368,200	413,000
	9	156,900	213,100	244,900	283,900	336,900	370,700	416,000
	10	158,200	214,900	246,800	286,100	339,500	373,500	418,900
	11	159,500	216,700	248,700	288,300	342,100	376,300	421,900
	12	160,800	218,500	250,600	290,500	344,600	379,000	424,900
	13	162,100	220,200	251,800	291,300	347,200	381,600	427,800
	14	163,500	222,000	253,600	293,600	349,800	384,500	430,800
	15	165,000	223,800	255,600	295,900	352,400	387,300	433,800
	16	166,500	225,400	257,400	298,200	354,900	390,200	436,700
	17	167,500	227,000	259,300	298,700	357,500	392,800	439,600
	18	169,500	228,300	261,200	301,000	360,100	395,800	442,600
	19	171,500	229,900	262,900	303,300	362,600	398,800	445,600
	20	173,500	231,700	264,600	305,600	365,200	401,800	448,600
21	175,400	233,400	265,500	307,800	367,800	403,500	451,500	

22	177,400	234,300	267,200	309,600	370,400	405,700	454,600
23	179,400	236,100	268,900	311,700	372,900	408,600	457,700
24	181,400	237,900	270,400	314,000	375,500	411,400	460,700
25	183,300	239,700	271,700	315,900	378,200	414,200	463,400
26	185,300	240,500	273,400	318,000	380,900	416,800	466,500
27	187,300	242,300	275,200	320,000	383,600	419,500	469,500
28	189,200	244,300	277,000	321,900	386,200	422,300	472,600
29	190,900	246,000	277,900	324,000	389,000	424,900	475,500
30	192,700	247,500	279,800	326,000	391,700	427,400	478,800
31	194,500	249,300	281,500	328,200	394,300	430,100	482,200
32	196,300	251,000	283,100	330,100	396,900	432,800	485,400
33	198,000	251,600	284,100	332,100	399,500	435,600	488,800
34	199,800	253,100	285,900	334,100	401,900	438,200	491,800
35	201,600	254,500	287,700	336,200	404,200	440,900	494,700
36	203,400	255,600	289,500	338,300	406,600	443,500	497,800
37	205,100	257,200	290,300	340,200	408,600	446,200	500,700
38	206,900	258,400	291,900	342,300	410,400	448,800	503,300
39	208,700	259,600	293,600	344,300	412,500	451,300	506,000
40	210,500	261,200	295,200	346,300	414,600	453,900	508,600
41	212,100	262,800	296,500	348,300	416,700	455,600	511,000
42	213,800	263,800	298,100	350,300	418,700	457,900	513,200
43	215,600	265,400	299,700	352,300	420,600	460,200	515,400
44	217,400	267,200	301,400	354,400	422,700	462,500	517,600
45	219,000	268,400	303,100	356,400	424,400	464,800	519,900
46	220,400	269,400	304,700	358,300	425,900	467,000	522,100

47	221, 900	271, 100	306, 400	360, 100	427, 400	469, 200	524, 300
48	223, 200	272, 800	308, 100	362, 000	429, 000	471, 300	526, 500
49	224, 200	274, 000	309, 600	363, 300	430, 300	473, 400	528, 800
50	225, 500	275, 000	311, 200	364, 700	431, 700	475, 400	530, 800
51	226, 700	276, 600	312, 900	366, 200	433, 200	477, 400	533, 000
52	228, 300	278, 300	314, 500	367, 500	434, 700	479, 400	535, 100
53	229, 400	279, 600	315, 800	368, 700	436, 100	481, 400	537, 100
54	230, 800	280, 500	317, 300	369, 900	437, 400	483, 400	538, 900
55	232, 200	282, 100	319, 000	371, 100	438, 700	485, 300	540, 700
56	233, 700	283, 600	320, 700	372, 400	440, 000	487, 200	542, 400
57	234, 600	285, 200	321, 900	373, 500	441, 000	489, 100	544, 300
58	236, 100	286, 700	323, 000	374, 500	441, 800	490, 900	546, 000
59	237, 600	288, 200	324, 400	375, 500	442, 800	492, 700	547, 700
60	238, 800	289, 600	325, 600	376, 500	443, 800	494, 500	549, 400
61	239, 700	290, 800	326, 100	377, 300	444, 800	496, 200	551, 000
62	241, 000	292, 000	327, 200	378, 200	445, 700	497, 700	552, 700
63	242, 200	293, 200	328, 000	379, 100	446, 700	499, 200	554, 300
64	243, 500	294, 400	329, 000	379, 700	447, 700	500, 600	556, 000
65	244, 800	295, 600	330, 000	380, 400	448, 500	502, 000	557, 600
66	245, 700	296, 800	330, 900	381, 000	449, 500	503, 200	558, 700
67	247, 100	298, 000	331, 900	381, 600	450, 500	504, 400	559, 900
68	248, 600	299, 100	332, 700	382, 200	451, 400	505, 600	561, 100
69	249, 900	300, 300	333, 900	382, 800	452, 200	506, 800	562, 100
70	251, 000	301, 400	334, 900	383, 400	452, 800	507, 600	563, 300
71	252, 400	302, 500	336, 000	384, 000	453, 700	508, 300	564, 500

72	253,800	303,700	337,100	384,600	454,600	509,000	565,700
73	255,000	304,800	337,800	385,200	455,500	509,700	566,600
74	256,300	305,800	338,700	385,800	456,200	510,400	567,800
75	257,600	306,800	339,800	386,400	456,900	511,100	569,000
76	258,900	307,800	340,800	387,000	457,600	511,700	570,200
77	260,000	308,700	341,700	387,600	458,400	512,300	571,100
78	261,100	309,300	342,500	388,200	459,100	512,700	572,200
79	262,200	310,100	343,500	388,800	459,800	513,100	573,400
80	263,300	311,000	344,500	389,400	460,500	513,500	574,600
81	264,500	311,900	345,400	390,000	461,300	513,800	575,600
82	265,500	312,800	346,100	390,600	462,000	514,200	
83	266,500	313,700	347,000	391,200	462,700	514,600	
84	267,500	314,500	348,000	391,800	463,400	515,000	
85	268,500	315,100	349,000	392,400	464,200	515,300	
86	269,300	315,900	350,000	393,000	464,900	515,700	
87	270,100	316,600	350,600	393,600	465,600	516,100	
88	270,900	317,300	351,600	394,300	466,300	516,500	
89	271,400	318,100	352,400	394,800	467,100	516,800	
90	271,900	318,900	353,200	395,400	467,800		
91	272,400	319,600	354,100	396,000	468,500		
92	272,900	320,300	354,600	396,700	469,200		
93	273,200	321,100	355,700	397,200	469,900		
94		321,700	356,500	397,800	470,500		
95		322,400	357,500	398,400	471,200		
96		323,100	358,500	399,100	471,900		

97	323,900	359,000	399,600	472,700
98	324,500	359,700	400,200	
99	325,200	360,600	400,800	
100	325,900	361,600	401,500	
101	326,700	362,300	402,000	
102	327,400	362,800	402,600	
103	328,100	363,600	403,200	
104	328,800	364,500	403,900	
105	329,400	365,300	404,400	
106	330,100	365,700	405,000	
107	330,800	366,600	405,600	
108	331,500	367,400	406,300	
109	331,900	368,200	406,800	
110	332,600	368,900	407,500	
111	333,300	369,300	408,200	
112	334,000	369,900	408,700	
113	334,400	370,600	409,200	
114	334,900	371,300	409,800	
115	335,400	371,900	410,500	
116	335,900	372,300	411,200	
117	336,200	372,700	411,600	
118	336,700	373,200		
119	337,200	373,600		
120	337,700	374,000		
121	338,000	374,200		

122	338,500	374,500		
123	339,000	375,000		
124	339,500	375,500		
125	339,800	375,700		
126	340,300	375,900		
127	340,800	376,300		
128	341,300	376,800		
129	341,600	377,100		
130	342,100	377,300		
131	342,600	377,700		
132	343,100	378,200		
133	343,400	378,500		
134	343,800	378,900		
135	344,100	379,100		
136	344,400	379,600		
137	344,700	379,900		
138	345,000	380,300		
139	345,300	380,800		
140	345,600	381,000		
141	345,900	381,200		
142	346,200			
143	346,500			
144	346,800			
145	347,000			
146	347,300			

	147		347,600					
	148		347,900					
	149		348,100					
再 雇 用 職 員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		190,400	214,500	253,300	274,600	360,800	394,100	445,600

備考 この表は、研究職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。